

公益社団法人 新潟県栄養士会 長岡支部運営要領

第1章 名称及び事務局

「名称」

第1条 本会は、公益社団法人新潟県長岡支部と称する。

「事務局」

第2条 本会は、事務局を文書・会計の2者が担当し、それぞれの部署に置く。

第2章 目的及び事業

「目的」

第3条 本会の目的は、公益社団法人新潟県栄養士会 定款第3条に準ずる。

「事業」

第4条 本会の事業は、公益社団法人新潟県栄養士会 定款4条に準ずる

第3章 会 員

「会員」

第5条 本会の会員は、公益社団法人新潟県栄養士会会員であって、勤務地または居住地が新潟県長岡医療圏域の者とする。ただし、本会の自主学習会の参加については新潟県栄養士会員であれば妨げない。

第4章 役 員

「役員」

第6条 本会は、次の役員を置く。公益社団法人新潟県栄養士会（以下「本部」という）の役職とは別の呼称とする。

支部長（本部指定理事）	1名
本部理事（兼任できる）	1名
副支部長	1名
幹事（連絡員）	若干名
事務局（文書担当）	1名（会計）1名

*本部理事は会員数によって長岡支部は2名選出

第7条 第6条に定める役員は、本部役員改選時に会員の中から専任する。
支部長及び役員を選出は別途内規による。

「役員の仕事」

- 第8条 支部長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副支部長は、支部長の指示を受けて本会の常務を処理し支部長事故あるときは、その職務を補佐し会務を処理する。
 - 3 幹事（連絡員）は所属の会員と連絡を取り、本会の事業を企画し、運営する。

「役員の任期」

- 第9条 役員の任期は2年とし、本部の理事と同一期間とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠により、就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務をおこなうものとする。

第5章 会 議

「会 議」

- 第10条 会議は長岡支部会及び役員会とする。
- 2 長岡支部会は支部長が招集し、年度の初めに前年度の活動状況を確認し、今年度の事業計画とその目的を共有するため、会員による協議を行うものとする。
 - 3 役員会は、支部長が招集し、本会の事業について協議する。

第6章 事業計画及び予算

「事業計画並びに事業予算」

- 第11条 支部長は、本部会長の求めに応じ、本会の事業実施に係る事業計画書並びに事業予算書を、毎年12月末日までに本部へ提出するものとする。
- 第12条 会計担当役員は、本部の経理規定（内規16条）に基づき、事業終了日の翌月末日までに所定の様式により、収支状況並びに証憑書類を整理して本部事務局へ報告するものとする。

「経 費」

- 第13条 本会の経費は、事業収入、補助金、寄付金その他をもってあてる。
- 2 前項のほか、（期首において）本部の計算に基づく事業費仮払金を収受し、これを経費の支払いに充てることができるものとする。この場合、経費規定第12条の規定にも基づき収支状況等を報告する際に、仮払金

の精算状況を明記し、併せて余剰金若しくは不足額の精算をするものとする。

「会計年度」

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この運営要領は平成28年4月1日から実施する。